

福岡県公報

令和7年3月4日
第576号

目次

告示 (第138号 - 第144号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3

公 告

- 令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について (建築指導課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4

選挙管理委員会

- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の報告 (行財政支援課) 5

正 誤

- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (令和6年6月福岡県告示第386号) 中正誤 5

告 示

福岡県告示第138号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	直方像線	前	直方市大字植木726番1先から 直方市大字植木736番1先まで	8.5 ～ 22.0	112.1
			後	直方市大字植木726番1先から 直方市大字植木736番1先まで	11.4 ～ 22.3	112.1

福岡県告示第139号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山1383番12先から 八女市上陽町上横山1087番1先まで

福岡県告示第140号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	国 道	386号	前	朝倉市堤1308番1先から 朝倉市堤1385番1先まで	21.0 ～ 92.0	203.6
			後	朝倉市堤1308番1先から 朝倉市堤1385番1先まで	15.0 ～ 86.0	

福岡県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	寒 田 下別府線	前	築上郡築上町大字本庄2087番4先から 築上郡築上町大字本庄1834番4先まで	4.9 ～ 8.2	515.0
			後	築上郡築上町大字本庄2087番4先から 築上郡築上町大字本庄1834番4先まで	10.2 ～ 14.6	

福岡県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和7年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯 塚	県 道	飯 塚 大野城線	前	飯塚市弁分16番1先から 飯塚市弁分128番5先まで	9.4 ～ 19.0	530.0
			後	飯塚市弁分16番1先から 飯塚市弁分128番5先まで	9.4 ～ 34.2	

福岡県告示第143号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市須川字合ノ坂35の3、35の4、35の6、49の1、49の2、菱野字合ノ坂16
- 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
須川字合ノ坂35の3・35の4・35の6・49の1・49の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、菱野字合ノ坂16（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第144号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 7 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字篠栗字蓬原378の2、378の4、384、385、387

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蓬原385・387（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

令和 7 年 二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和 7 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

二級建築士試験にあつては令和 7 年 7 月 6 日現在、木造建築士試験にあつては令和 7 年 7 月 27 日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令（大正 7 年勅令第388号）による大学、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（令和元年12月福岡県告示第537号）により受験資格を認められた者
- (3) 建築実務の経験を 7 年以上有する者

2 試験

(1) 方法

ア 試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。

イ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

ウ 設計製図の試験は、学科の試験に合格しなければ受験することができない。なお、令和 3 年以降の学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）のうち、学科の試験の合格年から令和 6 年までの設計製図の試験の受験回数が 2 回（欠席は受験回数に含まれない。）以内の者は、本人の申請により、本年試験の学科の試験が免除される。

(2) 日時及び場所

ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	令和 7 年 7 月 6 日（日曜日） 午前10時10分～午後 5 時20分	福岡市東区和白東 3 - 30 - 1 福岡工業大学
設計製図の試験	令和 7 年 9 月 14 日（日曜日） 午前11時00分～午後 4 時00分	福岡市東区香住ヶ丘 1 - 1 - 1 福岡女子大学 福岡市博多区博多駅前 2 - 9 - 28 福岡商工会議所

イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	令和 7 年 7 月 27 日（日曜日） 午前10時10分～午後 5 時20分	福岡市早良区西新 6 - 2 - 92 西南学院大学
設計製図の試験	令和 7 年 10 月 12 日（日曜日） 午前11時00分～午後 4 時00分	福岡市東区香住ヶ丘 1 - 1 - 1 福岡女子大学

3 受験の申込手続

原則としてインターネットによる受験申込のみとする。詳細は、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）を確認すること。

受 付 期 間
令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）午前10時00分～同月14日（月曜日）午後 4 時00分

インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和 7 年 4 月 7 日（月曜日）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

4 合格者の発表及び合否の通知

二級建築士試験及び木造建築士試験における学科の試験の合格者は令和 7 年 8 月 25 日（月曜日）頃、最終合格者は同年 12 月 2 日（火曜日）頃に発表する。発表は、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）に掲載して行う。

また、インターネットによる受付が行えなかった者へは、それぞれ同時期に合否を通知（郵送）する。

5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話050-3033-3822）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字上府字棚林595番 1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区神田須田町二丁目 6 番地 5 O S' 85ビル 5 階
株式会社ユーティライズ
代表取締役 甲斐田 啓二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町上府北三丁目753番 1、753番14、753番15、773番 4、773番 5、775番 6、776番30、799番41及び1686番 3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 丸の内永楽ビルディング22階
株式会社ナガワ
代表取締役 新村 亮

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づき、公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和7年3月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

市町村名	施設名	所在地	指定年月日
筑後市	筑後南コミュニティセンター会議室1	筑後市大字下北島150番地1	令和6年12月2日
	筑後南コミュニティセンター会議室2	筑後市大字下北島150番地1	令和6年12月2日
	筑後南コミュニティセンター和室	筑後市大字下北島150番地1	令和6年12月2日
	筑後南コミュニティセンター多目的ホール	筑後市大字下北島150番地1	令和6年12月2日

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同左番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
6.6.21	506	告示	386	8		○		表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ○きつきこども発達クリニック </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ●きつきこども発達クリニック </div>